

社会福祉法人長野県社会福祉事業団

| | | |
|---|--|--|
| <p>「改革基本方針」への取組状況及び今後の課題【意見】 (p231)</p> | <p>当事業団は、もともと民間事業者として設立された経緯もあり、現在の事業についても民間で提供できるものがある。当事業団は、ほぼ自立的な経営を行っている。引き続き、県の財政的関与の見直しが必要である。</p> | <p>当事業団に対する財政支出の大半を占める県有施設の指定管理料については、平成23年度から利用者の増減や派遣職員の状況に応じて必要な見直しを行い、適性化に努めています。 (障害者支援課)</p> |
|---|--|--|

財団法人長野県生活衛生営業指導センター

| | | |
|---|--|---|
| <p>「改革基本方針」への取組状況に係る監査人の評価【意見】 (p234)</p> | <p>運営経費の見直しについては、改革基本方針の内容と現状の達成状況の関係を整理する必要がある。事業費についても同様である。本来的に必要な事業費ならば、今後も事業費補助は行う必要がある。運営経費の見直しとともに事業手法の見直しを検討する必要がある。</p> | <p>県からの補助金は、経営指導員等の人件費及び生活衛生関係事業者の経営指導等に関する事業のみに充てられており、生活衛生同業組合や事業者等が個々に実施すべき事業には充ててはなりません。 今後もこの方針を堅持し、業務内容と補助金の使途について整合が図られるよう留意していきます。 なお、当センターでは、新経営プラン(平成25年度～平成29年度)を策定中であり、これに併せて県補助金の内容見直しも進めていきます。 (食品・生活衛生課)</p> |
| <p>今後の課題【意見】 (p235)</p> | <p>人件費、事業費ともにこれ以上の削減は難しいとしているが、そもそも改革基本方針は人件費及び事業費の削減を強制しているのではない。人件費及び事業費と、それに対する収益(補助金及び事業収益)の関係を見直す必要があるということである。当センターとしては、本質的に必要な運営業務や事業を整理し、それ以外の部分については実施しない又は自己収入で実施するという姿勢が望まれる。</p> | |

公益財団法人長野県アイバンク・臓器移植推進協会

| | | |
|---|--|--|
| <p>「改革基本方針」への取組状況及び今後の課題【意見】 (p238)</p> | <p>県民の福祉の向上のために、当協会の事業推進に対して積極的に支援するという改革基本方針は妥当である。ただし、経営基盤が弱い弱であるため、経営の持続可能性が課題である。事業手法の見直しも含めて政策を検討する必要がある。</p> | <p>当協会は、公益財団法人として、県内で唯一の眼球あつせん許可団体として公益活動しているものであり、同様の活動を行っている団体は他になく、自主独立の活動を続けていく必要があります。 そうした状況の中で、平成25年2月から新たに強膜のあつせんを開始したほか、自律的な経営のため、平成24年4月から角膜あつせん手数料の引上げの実施、募金箱の設置や寄付、賛助会員の更なる募集等といった収入源の確保を行っていくとともに、財産の効率的な運用の研究などに努めていきます。 (医療推進課)</p> |
| <p>外郭団体の経営状況【意見】 (p239)</p> | <p>自立的な経営のためには、安定的な収入が必要である。普及啓蒙に注力できるよう経営を合理化するために、同様の活動を行っている他団体との統合、あるいは同様の活動を行っているより規模の大きな団体の一部門となることが考えられる。他団体との統合が困難で自主独立の活動を続けるのであれば、自主財源の確保が課題となる。</p> | |

財団法人長野県健康づくり事業団

| | | |
|---|--|---|
| <p>「改革基本方針」への取組状況及び今後の課題【意見】 (p243)</p> | <p>県OB役員(専務理事)の報酬は、他の団体(300万円)に比べて多い。県退職職員の報酬については、退職時の格付けに応じて一定の基準が定められており、外郭団体に協力を求めることになっているが、最終的にはその法人が判断することになっている。他県に比べて決して高額な報酬ではないが、県としては引き続き協力を求めていくことが望まれる。</p> | <p>当事業団を取り巻く経営環境は依然として厳しく、収支改善の取組が必要なことから、県としては、役員報酬を含めた人件費抑制などの検討を引き続き要請してまいります。 (健康長寿課)</p> |
| <p>外郭団体の経営状況【意見】 (p243)</p> | <p>平成22年度より経常収支が黒字化している。補助金の対象の人件費については、過去の経緯はあるが、事業収益の状況等を踏まえ、今後、補助金のあり方を検討していくことが望まれる。</p> | <p>人件費補助については、県から当事業団へ業務移譲した経緯を踏まえ、職員の雇用確保のために行っているもので、今後、補助対象人数を漸減させながら、平成26年度末をもって終了します。 (健康長寿課)</p> |
| <p>資金運用の状況【意見】 (p244)</p> | <p>資金運用に関して、減価償却引当預金と退職給付引当預金の一部において、仕組債(最終満期が平成46年2月)250百万円と長期固定的な運用をしており、運用当初は高利回りであったが(一部は早期償還している)、その後の市場変動に伴い、時価が額面を下回っている状況である。資金運用に当たっては、県の公金管理基本方針を参考にして、金融商品のリスクを管理して、預金あるいは中短期の国債等で運用することが必要である。</p> | <p>当事業団では、平成22年7月に「資産運用要綱」を新たに策定し、資産の管理及び運用を行っており、県としては、本要綱に沿った資金運用が確実に行われるよう、助言・指導を行ってまいります。 (健康長寿課)</p> |

財団法人長野県中小企業振興センター

| | | |
|---|--|---|
| <p>「改革基本方針」への取組状況及び今後の課題【意見】 (p249)</p> | <p>県の人的及び財政的な関与が実施されており、今後も必要である。また、将来的には、県の産業振興政策の観点から、他団体との経営統合を検討する必要がある。</p> | <p>長野県出資等外郭団体「改革基本方針」について、「必要な県関与の継続」の方針を維持しつつ、長野県ものづくり産業振興戦略プランを踏まえた内容に改定しました。 他団体との経営統合については、各々の団体の主体性に配慮するとともに、県の長期的な産業振興戦略を議論していく中で、必要な検討を行ってまいります。 (経営支援課)</p> |
|---|--|---|

財団法人長野県テクノ財団

| | | |
|--------------------------------|--|--|
| <p>資金運用について【意見】 (p254)</p> | <p>基本財産及び各基金の運用資産において、平成22年度末において、3,532,222千円の仕組債(円建外債)を保有している。現在の円高水準及び株式市況がどの程度是正されるか不明であるものの、短期的には、運用益の改善は見込まれない可能性が高いことから、今後の新規投資に当たって、運用方針を再検討することが必要である。長野県の公金管理基本方針を踏まえた運用方針とすることが望まれる。</p> | <p>当財団では、資産運用の適正を期すため平成24年4月から「資産運用規則」を施行しました。また、同規則では「資産運用委員会」を設置して資産の具体的な運用方法を検討することとしており、これに基づき第一回の委員会が平成24年10月に開催されました。 今後も、資産運用規則や資産運用委員会での検討結果に基づき、適切な資産運用が行われるよう指導を行ってまいります。 なお、資産の再運用に当たり仕組債での運用は行っていません。 (ものづくり振興課)</p> |
|--------------------------------|--|--|

財団法人塩尻・木曾地域地場産業振興センター

| | | |
|---|--|--|
| <p>「改革基本方針」への取組状況及び今後の課題【意見】 (p259)</p> | <p>引き続き塩尻市主導の団体として運営するのが望ましいが、関係市町村による経営基盤の強化を図る必要がある。</p> | <p>塩尻市長である理事長の下、塩尻市主導で運営されており、塩尻市からの財政的な援助が今後も見込めるため、継続的な事業活動を行いながら経営基盤の強化に努める方針です。 (ものづくり振興課)</p> |
|---|--|--|

財団法人飯伊地域地場産業振興センター

| | | |
|---|--|--|
| <p>「改革基本方針」への取組状況及び今後の課題【意見】 (p262)</p> | <p>引き続き飯田市主導の団体として運営するのが望ましいが、関係市町村による経営基盤の強化を図る必要がある。</p> | <p>飯田市長である理事長の下、飯田市主導で運営されており、飯田市及び周辺町村からの財政的な援助が今後も見込めるため、継続的な事業活動を行いながら経営基盤の強化に努める方針です。 (ものづくり振興課)</p> |
|---|--|--|

株式会社長野協同データセンター

| | | |
|---------------------------------|--|--|
| <p>外郭団体の経営状況【意見】 (p266)</p> | <p>当センターでは、一般競争入札での受注の努力に加え、各自治体へ随意契約による継続受注のための提案営業を実施中である。受注拡大のための、このような取組は評価できる。今後とも、自律的に安定経営ができるよう新規顧客・新規業務の開拓、経費削減に一層注力する必要がある。</p> | <p>自立的な安定経営に向け、当期においては、市町村に対して緊急雇用創出基金による事業を積極的に提案し、新たに5町村の新規顧客を開拓しました。 当期は、県・国・市町村から約1億5千万円の事業を受注し、今後更に約2千万円の受注を見込んでいます。 また、経費削減にも取り組み、前期に比べ2%の粗利益率のアップを達成する見込です。 (労働雇用課)</p> |
|---------------------------------|--|--|

長野県職業能力開発協会

| | | |
|---|---|---|
| <p>「改革基本方針」への取組状況及び今後の課題【意見】 (p269)</p> | <p>県からの補助金及び委託費についても、職業能力開発促進法に基づき、県が委任している技能検定に関する業務が主たるものとなっている。おおむね自立的な運営がなされているものと判断する。引き続き自立的な団体の運営を継続することが望まれる。</p> | <p>県と当協会が役割分担をし、連携・協働を進める中で、引き続き自立的な団体の運営に取り組んでまいります。 (人材育成課)</p> |
|---|---|---|

社団法人長野県原種センター

| | | |
|--------------------------------|--|---|
| <p>経営財務的な課題【意見】 (p273)</p> | <p>当センターは、一般社団法人への移行を予定している。また、自ら種苗生産を行うことで品質と生産量の向上を図るとともに、経費の削減を図り、さらに安定した運営を行うことも必要としている。引き続き事業の効率化を図るためには、具体的にどのような取組を進めて効率化に努めていくのか、対応策の具体化が当センターの課題である。</p> | <p>一般社団法人への移行については、平成25年4月1日付けでの移行へ向けて、現在移行認可申請中です。 種苗の直営生産については、園芸種子において平成23年度より拡充を図っています。 生産面積は、22年度の12aに対し24年度は58a、生産面積全体に占める割合は、22年度の5%に対し24年度は26%となっています。 直営生産を行っている品目の生産数量は、22年度の5020に対し23年度では6450と増加しており、おおむね需要量に即した種子確保ができています。 経費面においては、直営生産数量の増加によって供給数量・金額も増加し、採算が取れています。 今後、生産者の高齢化等により委託生産の更なる減少が予想されるため、引き続き直営生産の維持・拡充を図りながら、種子の安定生産・供給並びに収入の確保に努めます。 (農業技術課)</p> |
| <p>資金運用の状況【意見】 (p273)</p> | <p>基本財産から500百万円、基本財産以外の資産から200百万円、合計700百万円が仕組債として運用されている。平成22年度の金利は1.2%~4.5%となっている。仕組債については、金利の変動や流動性のリスク管理に留意が必要である。資金運用に当たっては、県の公金管理基本方針を参考にし、新規運用または切り替えの際は、預金あるいは中短期の国債等で運用すべきである。</p> | <p>仕組債については、新規購入や切り替えは行っており、運用金額は700百万円では変化はありません。また、金利変動に係る為替動向を日々注視し、毎月証券会社から時価情報を得るなど、情報収集に努めています。 今後、仕組債を新規に購入する予定はなく、既存の仕組債が償還された場合は、当センターの経営状況を考慮しながら、県の公金管理基本方針に沿って国債や地方債等への切替を検討します。 (農業技術課)</p> |

社団法人長野県畜産物価格安定基金協会

| | | |
|--------------------------------|---|---|
| <p>事業規模について【意見】 (p278)</p> | <p>事業規模の縮小傾向が続くようであれば、事業そのものの必要性が課題となる。また、事業を継続している必要性があるとしても、独立の団体で事業を実施する必然性は低下し、他団体との統合をより真剣に検討する必要性が高くなる。事業規模の推移と団体のあり方については、今後も十分に留意していく必要がある。</p> | <p>県としてさらに効率的な組織運営を図るため、業務に関連のある他の畜産関係団体との統合について検討を促していきます。 (園芸畜産課)</p> |
|--------------------------------|---|---|

社団法人長野県農業担い手育成基金

| | | |
|---------------------------------|--|--|
| <p>外郭団体の経営状況【意見】 (p282)</p> | <p>当基金の一般正味財産増減額(当期損益)は、黒字体質へと転換している。経営努力を継続するとともに、運用益に見合う助成事業を行うことで、事業の効率化を図ることが必要である。</p> | <p>平成24年3月の理事会において、運用収入に見合った助成事業の予算編成を行い、新規就農者の確保・育成を図っています。 (農村振興課)</p> |
| <p>仕組債について【意見】 (p284)</p> | <p>資金運用として、仕組債を10億円保有している。今後は長野県公金管理基本方針を参考に資金管理する必要がある。仕組債は中途解約ができず、また売却すれば額面割れとなる可能性もある。当面は現在の仕組債を運用しながら、仕組債等から得られる運用収入に見合った事業展開がなされるよう配慮されたい。</p> | <p>平成24年3月に外国債全額が早期償還され、10億円の元本全額が返還されており、長野県公金管理基本方針に基づき、国債運用に切り替え、資金管理を行っています。 (農村振興課)</p> |

社団法人長野県果実生産出荷安定基金協会

| | | |
|---|---|--|
| <p>「改革基本方針」への取組状況及び今後の課題【意見】 (p288)</p> | <p>当協会が実施している事業等は、国庫補助金が(財)中央果実生産出荷安定基金協会を通じて当協会へ交付される仕組みになっており、民間は参入できない。今後とも、「改革基本方針」を踏まえて、国及び農協等との協働のもとで経営することが望ましい。</p> | <p>県からの運営に対する助成は行われておらず、引き続き自立的な運営を継続していきます。 (園芸畜産課)</p> |
|---|---|--|

長野県農業会議

| | | |
|---|--|---|
| <p>「改革基本方針」への取組状況及び今後の課題【意見】 (p293)</p> | <p>当会議は知事等からの諮問に対する意見答申といった農地法等で義務付けされている事業を実施しなければならない必置の行政代行的な特別法人である。そのため少なくとも形式上は一つの法人として設置しなければならない。引き続き現在の体制で事業の効率化を図ることが望ましい。</p> | <p>経営の効率化を図ることとされており、すでに平成16年5月から(財)長野県農業開発公社と事務局(管理部門)統合を行っています。 また、平成23年度から農業会議職員を1名減らして人件費の削減を行うとともに、平成24年度は、管理費(事務費)の削減に取り組んでいます。 (農業政策課)</p> |
|---|--|---|

財団法人長野県林業用苗木安定基金協会

| | | |
|------------------------------------|---|--|
| <p>事業手法の見直しについて【意見】 (p298)</p> | <p>平成26年度以降は基本財産運用益50万円のみが残苗補償の原資となる。木材価格の下落をはじめ林業生産者を巡る環境は厳しさを増す中で、残苗の補償に係る制度は他にないことから事業の必要性はあると考えられるものの、事業の継続は困難になっている。このため、事業手法について見直しすることを望みたい。</p> | <p>限られた運用益の中で、支出となる残苗補償については、平成24年7月の監査において、需給調整を適切に行い残苗数を減少させるとともに、事業規模に見合った補償とするよう指導しました。 (森林づくり推進課)</p> |
|------------------------------------|---|--|

公益財団法人長野県緑の基金

| | | |
|--|--|--|
| <p>外郭団体の経営状況に係る全般的な課題【意見】 (p302)</p> | <p>当期正味財産増減額が平成21、22年度に赤字へと転換している。経常収益の悪化の原因は、仕組債による運用益の落ち込みが大きく影響を及ぼしている。仮に平成22年度の一般正味財産増減額△7,588千円が今後とも継続するならば、3.7年後には一般正味財産が消滅し、基本財産を取り崩すことになる。経営のあり方を見直すことが必要である。運用収益に見合う事業の見直しが必要である。</p> | <p>当基金から平成23年度事業報告及び収支決算書の提出のあった平成24年6月に、経費節減や事業の見直しを図り、収益に見合う支出の経営となるよう改善の取組を求めています。 (森林づくり推進課)</p> |
| <p>資金運用の状況【意見】 (p302)</p> | <p>資金運用総額のうち円建外国債券(仕組債)が2億5千万円ある。購入時に、県の公金管理基本方針に準じた規程を定めて、基本財産を運用する必要があった。平成20年3月に策定済み。</p> | <p>資産運用については、引き続き平成20年3月策定の長野県緑の基金資産管理規程に基づく運用状況や保有債券の状況を注視していきます。 (森林づくり推進課)</p> |

財団法人長野県林業労働財団

| | | |
|---|---|--|
| <p>「改革基本方針」への取組状況及び今後の課題【意見】 (p307)</p> | <p>現在の体制で事業の効率化を図るとともに、レンタル用高性能林業機械更新のための所要の内部留保額を検討した上で、持続的な経営を見据えた経営の健全化を図ることが望まれる。</p> | <p>修繕費など高性能林業機械の維持管理に必要な経費等を過去の記録等から的確に把握し、レンタル料金の見直しを行い、一部の機械の料金の値上げを行いました。 また、耐用年数の経過した高性能林業機械を処分する際に発生する売却益を、更新する機械の購入原資として積み立てることとしました。 今後とも事業の見直しにより効率化を図り、経営の健全化に努めてまいります。 (信州の木振興課)</p> |
|---|---|--|

財団法人長野県建設技術センター

| | | |
|---------------------------------|---|---|
| <p>外郭団体の経営状況【意見】 (p313)</p> | <p>新たな顧客の開拓や新分野への事業展開の実施に向け検討することや、市町村支援業務の拡大など、より安定した継続的な自立運営を図る必要がある。</p> | <p>工業標準化法(JIS法)に基づく試験事業者登録を行い、建設材料の品質管理を行う試験事業者としての事業を展開してまいります。 また、「長野県防災サポートアドバイザー協会」の設置や県及び市町村が共同で利用できる積算システムの開発を進めることにより、市町村支援業務の拡大を図ります。 (建設政策課)</p> |
|---------------------------------|---|---|

財団法人長野県体育協会

| | | |
|---------------------------------|---|---|
| <p>外郭団体の経営状況【意見】 (p317)</p> | <p>今後果たすべき役割及びより自立した運営の検討について、いつまでに方向性を打ち出すのか、タイムスケジュールを定めて対応を図っていく必要がある。それに併せて、当協会と県及び市町村の役割分担の見直しが必要になると考える。</p> | <p>当協会は、県内の各競技団体や郡市体育協会等を構成団体とする組織であり、近年のスポーツ振興施策に対する期待と要請の高まりを踏まえ、また、加盟団体の意見要望なども聴取した上で、平成25年度以降、具体的な検討を進めてまいります。 (教育委員会事務局 スポーツ課)</p> |
| <p>資金運用の状況【意見】 (p318)</p> | <p>仕組債を300百万円保有している。為替オプションの組み込み商品であり、現在の円高局面では金利が0パーセントとなり、かつ時価も大幅に低下している。資金運用に当たっては、県の公金管理基本方針を参考にし、預金あるいは中短期の国債等で運用することが必要である。</p> | <p>平成25年2月に策定した「長野県出資等外郭団体改革基本方針」の「3基本的な考え方」の「(7)仕組債への対応」の方針に基づき、適切な対応を求めています。 (教育委員会事務局 スポーツ課)</p> |

財団法人長野県暴力追放県民センター

| | | |
|--------------------------------|---|--|
| <p>県の関与のあり方【意見】 (p323)</p> | <p>当センターとしては、賛助会員の脱退防止と新規開拓により受取会費の減少を食い止めつつ、一方で団体としてあるべき体制を検討する必要がある。その際には、当センターは自発的な意思に基づく民間運動が原点にあることは意識するべきである。警察と知事部局との役割を明確にして県の補助のあり方を決めていく必要がある。また、当センターと県及び市町村の役割分担の見直しを検討する必要がある。</p> | <p>平成23年9月施行の「長野県暴力団排除条例」、更に平成24年8月公布の改正暴力団対策法により、暴力団排除活動の中核をなす当センターの役割は、ますます重要になっています。 当センターでは、賛助会費などの財源の確保に努めるとともに、暴力追放県民大会などを核とした民間運動を事業の中心に据え、センターの体制について引き続き検討してまいります。 県の補助に関しては、警察本部において、平成25年度の予算編成に係る当センターへの補助金の算定に当たり、知事部局と補助のあり方を見直しを行い、補助率の引き下げを行いました。 また、県及び市町村が制定した暴力団排除条例の基本理念は、当センターと県及び市町村が相互に連携・協力して暴力団の排除に取り組むこととされています。今後も相互に連携を図り、暴力団情勢に応じて役割分担を整理しながら、暴力団排除活動を推進してまいります。 (警察本部 組織犯罪対策課)</p> |
|--------------------------------|---|--|

(注) 個別団体各論において記載がある団体の名称は、平成23年度包括外部監査報告書に記載された当時の名称を使用しています。

監査委員事務局

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成25年3月25日

長野県松本空港管理事務所長 込山幸宏

1 入札の目的

建設工事の請負契約

2 工事名

国補松本空港滑走路舗装改修工事(3工区)

3 工事箇所名

長野県松本空港

4 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 建設業法(昭和24年法律第100号)第28条第3項の規定による営業停止の処分を受けている期間中の者でないこと。

(3) 長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領(平成23年3月18日付け22建政技第337号)に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 舗装工事について長野県建設工事入札参加資格を有する者のうち、次に掲げる要件を全て満たしているものであること。

- ア 資格総合点数が872点以上であること。
- イ 県内に本店又は支店若しくは営業所を有する者であること。
- ウ 主任技術者又は監理技術者が1級又は2級舗装施工管理技術者の資格を有すること。
- エ 長野県暴力団排除条例(平成23年長野県条例第21号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。

5 工期

契約締結の日から平成25年12月20日まで

6 支払条件

(1) 前金払

原則として、1件の契約金額が100万円以上の工事等について、契約金額の6割の範囲内で中間前払金を含む前金払をし

す。

(2) 部分払

原則として、1件の契約金額が50万円以上の工事等について、規則第156条の規定による回数の範囲内で部分払をします。

7 関係図書等の縦覧期間及び場所等

建設工事請負契約書(案)、設計図書及び入札説明書を、平成25年3月25日(月)から平成25年4月9日(火)までの毎日午前9時から午後5時まで次の場所において縦覧に供します。

松本市大字空港東8909
長野県松本空港管理事務所
電話 0263(58)2517

8 入札手続等

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成25年4月10日(水) 午前10時30分
イ 場所 松本市大字島立1020
長野県松本合同庁舎 205号会議室

(3) 郵便入札の可否

郵便による入札は、受け付けません。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成25年4月5日(金)正午までに上記7の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 低入札価格調査制度の適用

低入札価格調査制度事務処理要領(平成13年5月8日付け13監技第47号)第2に規定する低入札価格調査制度の対象工事として、同要領第3に規定する低入札価格調査基準価格の算定を適用します。

(6) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(8) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(9) 契約書作成の要否

必要とします。

(10) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者として決定します。

9 その他

詳細は、入札説明書によります。

交通政策課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成25年3月25日

長野県松本空港管理事務所長 込山幸宏

1 入札の目的

建設工事の請負契約

2 工事名

国補松本空港滑走路等灯火改修工事(2工区)

3 工事箇所名

長野県松本空港

4 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 建設業法(昭和24年法律第100号)第28条第3項の規定による営業停止の処分を受けている期間中の者でないこと。
- (3) 長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領(平成23年3月18日付け22建政技第337号)に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 電気工事について長野県建設工事入札参加資格を有する者のうち、次に掲げる要件を全て満たしているものであること。
 - ア 資格総合点数が653点以上であること。
 - イ 中信地域に本店を有する者であること。
 - ウ 長野県暴力団排除条例(平成23年長野県条例第21号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。

5 工期

契約締結の日から平成25年10月31日まで

6 支払条件

(1) 前金払

原則として、1件の契約金額が100万円以上の工事等について、契約金額の6割の範囲内で中間前払金を含む前金払をします。

(2) 部分払

原則として、1件の契約金額が50万円以上の工事等について、規則第156条の規定による回数の範囲内で部分払をします。

7 関係図書等の縦覧期間及び場所等

建設工事請負契約書(案)、設計図書及び入札説明書を、平成25年3月25日(月)から平成25年4月9日(火)までの毎日午前9時から午後5時まで次の場所において縦覧に供します。

松本市大字空港東8909
長野県松本空港管理事務所
電話 0263(58)2517

8 入札手続等

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成25年4月10日(水) 午前11時15分
イ 場所 松本市大字島立1020
長野県松本合同庁舎 205号会議室

(3) 郵便入札の可否

郵便による入札は、受け付けません。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成25年4月3日(水)正午まで

に上記7の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 低入札価格調査制度の適用

低入札価格調査制度事務処理要領(平成13年5月8日付け13監技第47号)第2に規定する低入札価格調査制度の対象工事として、同要領第3に規定する低入札価格調査基準価格の算定を適用します。

(6) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(8) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(9) 契約書作成の要否

必要とします。

(10) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者として決定します。

9 その他

詳細は、入札説明書によります。

交通政策課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成25年3月25日

長野県穂高商業高等学校長 山岸重文

1 入札の目的

建設工事の請負契約

2 工事名

穂高商業高等学校 いす式階段昇降機設置工事

3 工事箇所名

長野県穂高商業高等学校

4 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 機械器具設置工事について長野県建設工事入札参加資格を有する者のうち、次に掲げる要件を全て満たしている者であること。

ア 資格総合点数が706点以上であること。

イ 長野県内に本店又は支店若しくは営業所を有していること。

(3) 長野県暴力団排除条例(平成23年長野県条例第21号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。

5 工期

契約締結の日から90日間

6 支払条件

(1) 前金払

原則として、1件の契約金額が100万円以上の工事等について、契約金額の4割の範囲内で前金払をします。

(2) 部分払

原則として、1件の契約金額が50万円以上の工事等について、規則の規定による回数の範囲内で部分払をします。

7 関係図書等の縦覧期間及び場所等

建設工事請負契約書(案)、設計図書及び入札心得を、平成25年3月25日(月)から平成25年4月4日(木)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前9時から午後5時まで次の場所において縦覧に供します。

安曇野市穂高6839

長野県穂高商業高等学校

電話 0263(82)2162

8 入札手続等

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成25年4月5日(金) 午前10時

イ 場所 長野県穂高商業高等学校 会議室

(3) 郵便入札の可否

郵便による入札は、受け付けません。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、上記4(2)に掲げる資格を有することを証する書類に経営事項審査結果通知書を添付して、平成25年4月1日(月)午後5時までに上記7の場所に提示し、確認を受けてください。この場合において、開札日の前日までに必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 低入札価格調査制度の適用

低入札価格調査制度事務処理要領(平成13年5月8日付け13監技第47号)第2に規定する低入札価格調査制度の対象工事とし、同要領第3に規定する低入札価格調査基準価格の算定を適用します。

(6) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(8) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(9) 契約書作成の要否

必要とします。

(10) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者として決定します。

9 その他

詳細は、入札心得によります。

高校教育課